

自転車運転者講習の 受講案内が来た・・・



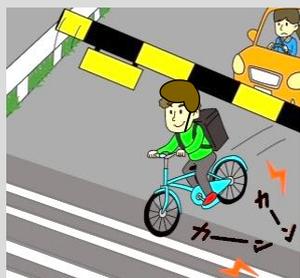
自転車運転者講習制度とは(平成27年6月1日施行)

自転車乗用中に、信号無視等の危険行為(16の危険行為)を行い交通違反による取締り又は交通事故を3年以内に2回以上繰り返すと講習を受ける対象となり、公安委員会の受講命令が出されます。 ※刑事罰の対象となる満14歳以上 ※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令に従わないと → 5万円以下の罰金

自転車運転者講習 → 警察本部等で3時間の講習(受講手数料 6,000円)

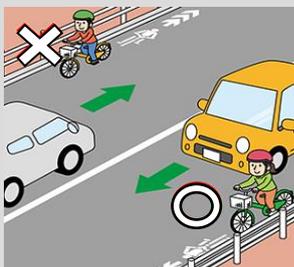
信号無視



※警報中の立入りも違反です

遮断踏切
立入り

通行区分違反
右側通行



指定場所
一時不停止



危険行為 16 項目

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 4 通行区分違反(右側通行、歩道通行等)
- 5 路側帯における通行方法違反
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反
- 8 交差点優先車妨害
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 13 酒気帯び運転等 **追加**
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等 **追加**
- 16 妨害運転

埼玉県警察本部